情報ひろば



高齢者への生活支援

間いずれも市役所駅南庁舎高齢

各総合支所市民福祉課(416ページ) 0857-2-3453 【配食サービス】

バランスに配慮した昼食の提供 提供が必要か判断するため、 弱などのため調理が困難な人 者のみの世帯で、心身障がい、 ※米飯なしは450円 対ひとり暮らしの高齢者や高齢 (週3回まで) 料1食500円 身体 Ж 虚

【ガス漏れ警報器設置】

帯など 数1世帯1機 の寝たきり状態にある高齢者が常 者のみの世帯、おおむね65歳以上 課税のひとり暮らし、または高齢 対おおむね65歳以上で所得税非 に独居状態となる所得税非課税世 料無料

回数券購入場所を拡充 高齢者等バス優待制度

容各総合支所で、 高齢者等バス

> ます。制度の詳細はとっとり市報 必要な申請書も窓口に設置してい 総合支所市民福祉課 なります。 バスターミナルのみの取り扱いと きます。なお、払い戻しは鳥取駅 ターミナルでは従来どおり購入で 日以降になります。 優待制度による回数券が購入でき 1月号をご覧ください。 ※回数券の引き渡しは翌 **」**追加購入場所:各 鳥取駅バス ※購入時に

2 0∞57-20-3453]市役所駅南庁舎高齢社会課

用具給付事業の見直し 障がい者 (児) 日常生活

スオキシメーター▽除外品目:入 グレコーダー、テレビ電話、パル いの程度など、詳しくは問い合わ などの給付基準額の改正など 給付対象者の拡大、ファクシミリ 浴担架など▽その他:紙おむつの 図重度の障がいのある人 ※障が

各総合支所市民福祉課(416ページ) 市役所駅南庁舎生活福祉課

タクシー利用助成 一度障がい者(児

は療育手帳Aの所持者で、4月時 | 対身体障害者手帳1・2級また

FEL

0857-2-3474

当の障がい者手帳、 月までの月数に応じた枚数 問該 問い合わせ先までご相談くださ 民税が非課税の人 ※平成22年7 **間**市役所駅南庁舎生活福祉課 つき4枚を申請月から平成23年3 乗り運賃相当分の利用券1カ月に 日以降は利用できません。 年度の利用券(緑色)は、 利用券(黄色)を交付 ※平成 月以降に新たに対象となる場合は 非課税かつ、平成21年度の個人市 点で平成20年所得に係る所得税が 習平成22年度分のタクシー 印鑑 **額** 初

0857-20-3471 各総合支所市民福祉課(416ページ)

精神障がい者家族会総会

さい。

容記念講演「回復力を高 す。どなたでも入会できますので 第1水曜日を定例に開催していま 精神障がい者家族会は、偶数月の 保健福祉センタ―課長、医師)※ める家族のコミュニケーション_ ※駐車場は駅南庁舎をご利用くだ **励**さわやか会館3階多目的室 職4月7日 (水) 13:30~15 お気軽にご参加ください。 ▽講師:植田俊幸さん(県立精神 市役所駅南庁舎生活福祉課 30

4 月 1

過疎地有償運送事業の補

引いた額(上限 営業費用の10分 白地域、 業とも残りの2分の1は県が助成 円)※運行事業、車両等設備整備事 関連機器購入など事業実施にあた 業:営業費用から営業収益を差し の8)に2分の1を乗じて得た額 に少ない区域など 翻▽運行事 る区域であるが路線の本数が極端 費の一部を補助▽運行区域:交通空 対新たに過疎地有償運送を実施し 1を乗じて得た額(上限100万 っての初期投資経費の額に2分の ▽車両等設備整備事業:車両・通信 ようとするNPO法人など 路線バスが運行されてい 容経

住民参画型バス停上屋整備 への補助

4 0857-20-3257

間 市役所本庁舎交通対策室

の一部を補助 力所の整備に要する経費に3分の 対バス停上屋を整備する町内会 (自治会) または地区会 | 容経費 部バス停上屋1



固定資産税について

◆土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 4月1日(木)~5月31日(月)

周辺の資産と比較することにより、自分の資産の評 価額が適正かどうかを確認することができます。

豆知謂

【縦覧できる人】

①市内の土地の納税者…土地価格等縦覧帳簿(土地の 所在、地目、地積、価格などを記載)

②市内の家屋の納税者…家屋価格等縦覧帳簿(家屋の 所在、構造、床面積、価格などを記載)

縦覧できるのは納税者および同居の家族、納税管理 人、委任状のある人です。免税点未満などの理由によ り、固定資産税が課されていない人は縦覧できません。

◆固定資産課税台帳の閲覧 4月1日~ 課税内容を確認することができます。

【閲覧できる人】

①納税義務のある人とその同居の家族・納税管理人… 納税義務のある固定資産の全部を閲覧できます。

②借地・借家人など…使用または収益の対象となる部 分の記載事項を閲覧できます。

③土地・家屋などの固定資産を処分する権利を有する 人(破産管財人など)…該当する固定資産の部分を 閲覧できます。

※②③の人は賃貸借契約書などの提示をお願いしま す。また、代理人の場合は委任状が必要です。

◇時間はいずれも8:30~17:15(土・日・祝休日を除く) ※縦覧・閲覧の際には、本人確認のため、運転免許証 などの提示をお願いします。

※縦覧・閲覧は、市役所駅南庁舎固定資産税課、各総 合支所市民福祉課で行えます。

◆固定資産税の評価額

固定資産税は、固定資産の評価額をもとに算定され た税額を市町村に納める税金です。土地・家屋の評価 は資産価格の変動に対応するため、3年ごとに適正な 価格に見直します。前回は平成21年度に見直しを行っ ており、今年度は評価額が据え置きになりますが、分 合筆・地目変更をした土地、地価が下落して価格を据 え置くことが適当でない土地、新築・増築した家屋は、 新たに評価額を決定することになります。

◆固定資産(土地)の負担調整措置

負担調整措置とは、税負担の公平化を図るために、 負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合) が高い土地は税負担の引き下げや据え置きを行い、負 担水準が低い土地は税負担を徐々に上げていく仕組み です。負担水準は、納税通知書とあわせて送付する課 税明細書で確認できます。

▶新築住宅に対する減額措置

一定の要件を満たす新築住宅は、固定資産税が2分 の1に減額されます。減額される期間は、築後3年 度分(中高層耐火住宅の場合は5年度分)、また、認 定長期優良住宅については築後5年度分(中高層耐火 住宅の場合は7年度分)です。平成18年(中高層耐 火住宅の場合は平成16年)中に新築された住宅は、 今年度分から減額措置の適用外となります。

◆納税通知書の発送

平成 22 年度の固定資産税・都市計画税納税通知書 は5月10日ごろに発送する予定です。

問い合わせ先

市役所駅南庁舎固定資産税課品 0857-20-3421

凡例

対=対象 所=場所

料=料金

間=問い合わせ先

容=内容 | | | | | | | | |

受=受付

時=日時 数=数量

- 募集期間·方法 翻=支給・助成額など

条=条件

| 持= 持参するもの

い合わせ先まで

2を乗じて得た額

(上限100万

受6月30日

(水)

までに問

]時に導入する場合、

キュートなどの高効率給湯器

市役所本庁舎交通対策室 0857-2-3257

自然エネルギー ・利用に補

置する市民 光発電システムのみの場合1# テム補助額 対 力を乗じた額 あたり5万円に太陽電池の最 一部を補助 市 を利用した発電システム 内の住宅などに自然工 (上限4 * ゚ト゚゙) 容購入費、 額 . .

ムと下記設備または 太陽光発電システ 太陽光発電シス 設置費 太陽 大出 を設 先まで 5万円 0ジ (環境政策課)

ブ6万円、ペレットストー 設備経費の10分の1):薪スト 加算▽省エネ設備補助額 を乗じた額に、 たり7万円に太陽電池の最大出力 トなどの補助額 力発電設備10万円、 1、上限3万円) LED照明またはエコキュ 太陽熱温水器2万円、 ※申請書は本市 申込書 各省エネ設備補 (設備経費の10 を問 のいずれかを その他の設備 (上限 小型風 合わ ブ4

FEL 0857などの事業に補助 を利用した植物、 する空間) 水質浄化、 オトープ 貝類、 の保全や再生 (野生生物 貝類などによる 休耕田 $\tilde{\mathcal{O}}$

などの経費の2分の1 技術者への賃金、指導者へ 環境保全団体など 市役所本庁舎環境政策課 建設機械の借り上げ料、 問い合わせ先まで 稚魚などの放流 額 <mark>対</mark> 自 各 o) 種 治 激金 資材 会

のシートベルトとチャイルドシー

-の正し 放根絶

い着用の徹底▽飲酒運転

事故死ゼロを目指す日」 市役所本庁舎協働推進課

※4月10日

 $\widehat{\pm}$

は

と高齢者の交通事故防止▽自転車

運動の重点推進事項▽子ども

・安全利用の推進▽すべての

)座席

TEL 問

0857-2-3176

自然環境創造への補助

市役所本庁舎環境政策課

事故ゼロ 心をつなごう

の全国交通安全運動

月6日(火)~15日 手をつなごう

畤

4